

第2次岩国市観光ビジョン策定業務

仕様書

岩 国 市

第1 総論

1 名称

本業務の名称は、「第2次岩国市観光ビジョン策定業務」とする。

2 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3 予算額（委託上限額）

8,217,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務目的

本市では、多様な観光ニーズに対応する観光振興の推進を図るため、平成27年度に「岩国市観光ビジョン」を策定し、本市の観光の担い手となる全ての人の共通のビジョンとしての役割を担ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の観光を取り巻く環境は大きく変化したところである。

本業務は、ポストコロナを見据え、本市観光の目指すべき方向性を定め、その実現に向けた施策の推進を図るため、「第2次岩国市観光ビジョン」を策定することを目的とする。

5 業務対象区域

岩国市全域

6 適用基準

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、岩国市財務規則（平成18年規則第52号）及び関係法令に基づき実施しなければならない。

7 業務計画及び工程計画

- (1) 受託者は、本業務の着手に当たり、業務実施計画書及び工程表を提出し、委託者の承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、業務の各工程の進捗について、随時委託者に報告しなければならない。
- (3) 業務実施計画書及び工程表の内容を変更しようとする場合は、その都度、書面を提出し委託者の承諾を受けなければならない。

8 管理技術者、担当技術者及び照査技術者

- (1) 本業務における管理技術者、担当技術者及び照査技術者については、参加表明書に添付した業務実施体制に記載された技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、同等以上の技術者であるとの委託者の了解を得なければならない。

9 貸与資料と使用制限

- (1) 委託者は、本業務を実施するに当たり必要な資料を受託者へ貸与する。
- (2) 受託者は、貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行い、委託者の承諾のない限り複製してはならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料について、業務終了後速やかに委託者へ返却する。

10 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を委託者の許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報保護

受託者は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

12 打ち合わせ協議

- (1) 受託者は、委託者との連絡を定期的に行い、緊密な連携を保持しなければならない。
- (2) 打ち合わせ協議記録簿は、協議後、速やかに作成し、相互確認の上、提出する。

13 検査及び成果品の瑕疵

本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備又は是正すべき事項が判明した場合は、受託者の負担において速やかに必要な措置を講じるものとする。

14 成果品の帰属

有形、無形を問わず、本業務で得られた成果品の権利は、委託者に帰属する。ただし、使用権許諾契約を締結するもの及び知的財産権の有するものはこの限りでない。

15 過失責任

本業務の実施に当たり、故意又は過失にかかわらず障害が生じた場合は、受託者の負担において処理するものとする。

16 疑義

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

第2 業務内容等

1 業務内容

本業務は、次に掲げる業務内容で構成する。提案者は、提案者独自の自由な発想等に基づき各業務内容について具体的な実施手法を提案するものとする。

- (1)現状と課題の整理
- (2)観光振興施策の方針の構築
- (3)アクションプランの作成
- (4)計画書のとりまとめ
- (5)会議等の運営支援
- (6)パブリックコメントの実施支援
- (7)成果品の作成

(1)現状と課題の整理

①現状データ分析

岩国市観光ビジョン策定後の本市における観光の現状の変化やポストコロナを見据えた新しい観光ニーズの把握、データ収集・分析を行い、施策検討にあたっての基礎データを作成する。

②観光事業者等の意向調査

岩国市内の観光事業者や観光振興に関連する団体等を対象に、岩国市の観光振興の課題、強み・弱み、今後の方向性等を把握する。

③外国人観光客の動向調査

広島市や宮島など、近隣の観光地を訪れる外国人観光客を対象に、岩国市への滞在の有無や観光情報の収集方法等について調査を行う。

(2)観光振興施策の方針の構築

①岩国市観光ビジョンの評価

岩国市観光ビジョン（計画期間：平成27年度から令和4年度までの8年間）の評価を行う。

②将来見通しの検討

関係機関の各種調査結果や(1)における調査等を基に、今後の岩国市の観光の将来見通し（観光需要、インバウンド需要の変化など）を行う。

③観光振興施策の方針の設定

国や県の関連計画や観光に関する施策、第3次岩国市総合計画の施策目標等を踏まえ、今後の岩国市の観光振興施策の方針を設定する。

(3)アクションプランの作成

①先進事例及び類似事例の調査

全国の先進的な取組及び類似地域の取組等から、本市で活かせる情報を収集する。

②アクションプランの作成

(2)③で設定した観光振興施策の方針に基づき、先進事例及び類似事例も踏まえ、具体策を検討する。また、誘客の施策と合わせて、オーバーツーリズム対策について

も検討する。

(4)計画書のとりまとめ

(1)～(3)を踏まえ、岩国市観光ビジョンを取りまとめる。

(計画期間：令和7年度から令和14年度)

(5)会議等の運営支援

計画書作成に必要な以下の協議の運営を支援する。

また、本業務の打ち合わせ協議は、必要と認められる場合に適宜行う。

①策定委員会の運営支援

②関係者ワーキング会議の運営支援

(6)パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを行うための資料を作成するとともに、提出された意見を踏まえた計画の内容について検討する。

(7)成果品の作成

本業務における成果品は、次のとおりとする。

①業務完了通知書（A4判）

業務完了通知書を2部作成し提出する。

②上記の電子データ（※CD-ROM又はDVD-ROM）

※PDFデータのほか、Excel、Wordなど修正可能なデータも提出する。

③第2次岩国市観光ビジョンの印刷・製本

概要版1,000部、本編300部

③その他委託者が必要と認めるもの

2 その他

(1) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。

(2) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

個人情報取扱特記事項

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、岩国市(以下「甲」という。)の定める情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、この個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、本委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 甲が指定した場所に持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等

の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第10条 乙は、本委託業務を行うために個人情報を収集するときは、本委託業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第12条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故

の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 17 条 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。